

TOOL STATION レンタル利用約款

第1条（本約款の目的）

本約款は、有限会社久松建材店(以下「当社」という。)の提供するレンタルサービス(以下「本サービス」という。)について定めるものとします。

第1条の2（会員向けサービスであること）

1. 本サービスは、会員向けのサービスであり、当社が別途定める「TOOL STATION 会員規約」に基づく会員のみが利用できるサービスです。会員となった者でも、退会・除名等により会員でなくなった者や、一時停止等により会員向けサービスの利用ができない者は、本サービスの利用ができません。
2. 会員は、本サービスの利用に際し、会員カードその他当社が提示を求める書類等を提示する必要があります。

第2条（申込み等）

1. 本サービスの提供を希望する者(以下「申込者」という。)は、本約款の内容を承諾の上、当社が定める方法により、本サービスの具体的内容(レンタル商品に係る商品名・数量・利用契約の期間等)を特定した上で、本サービスの提供につき申込みを行うものとします。
2. 利用契約は、当社が当社所定の手続によって申込者による申込みを承諾したときに成立します。なお、別段の定めをしない限り、申込者が所定の申込を当社に提出し、当社が当該申込を承認した時に、当社が申込みを承諾したものとします。本約款は、利用契約の一部を構成します。また、当社と利用契約を締結している者を契約者といいます。
3. 当社は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの場合には、その利用契約の申込みを承諾しない、あるいは承諾を留保することがあります。
 - (1) 申込者が実在しない場合
 - (2) 当社所定の利用申込内容に虚偽の記載または記入漏れがある場合
 - (3) 申込者が過去に本サービスの代金支払いを遅延し、または不正に免れようとしたことがある場合
 - (4) 本サービスの利用目的が、当社が禁止するものであると疑われる場合
 - (5) 申込者またはその代表者、役員において、反社会的勢力(暴力団暴力団員等をいう。)に該当するときまたはそのおそれがあるとき
 - (6) 悪天候、輸送機関の事故、当社の取引先・関係先の債務不履行、他の契約者がレンタル商品をその利用期間終了までに返還しないこと、その他当社の直接の原因によらずして、申込者がレンタルを希望するレンタル商品が当社の管理下でない場合又は当社の管理下にはあるものの、申込者に引き渡すことに支障がある場合(引渡しに相当の時間や費用・労力を要する場合を含むが、これらに限らない。)

- (7) 申込者がレンタルを希望するレンタル商品につき毀損、汚損又は不具合が認められる等当該レンタル商品の正常な利用に支障があると、当社が判断した場合
- (8) 前各号に定めるほか、当社にて本サービスの提供ができない事情がある場合又は当社が本サービスの提供をすることが不相当と判断した場合
- 4. 前項に従い、当社が利用契約の申込みを承諾せず、あるいは承諾を留保する場合は、その旨を申込者に通知します。ただし、当社は、承諾をしなかったことあるいは承諾を留保したことにつき、理由を説明する義務を負いませんし、何らの責任も負いません。
- 5. 当社は、申込者に対し、当社のホームページ上でレンタル商品の予約を受け付けることがあります。
 - ① 申込者が、当社のホームページ上でレンタル商品の予約を行う行為は、「利用契約の申込みの予約」の申込みとなります。
 - ② 当社が予約完了の通知を発信した時に予約成立となります。予約が成立した場合でも、第2条第1項の申込み及び同条第2項の承諾がなければ、利用契約は成立しないものとします。
 - ③ ②の予約成立にかかわらず、レンタル商品の不返還(予約申込者がレンタルを希望したレンタル商品が、他の者にレンタルされており、当該レンタル商品が、当社に返還されていない事態)、レンタル商品の不具合(予約申込者がレンタルを希望したレンタル商品に毀損、汚損、その他不具合があり、予約申込者へのレンタルができない事態)その他合理的事由がある場合には、当社は、利用契約の申込みに対する承諾をしないことができます。
 - ④ ②の予約成立の場合でも、③の場合のほか、当社は、第2条第3項の定めにより、利用契約の申込みに対する承諾をしない、あるいは承諾を留保することができます。
 - ⑤ ②の予約成立後のキャンセルについては、予約申込者は当社に対し、別紙「キャンセルポリシー」に定めるキャンセル料を支払うものとします。

第3条（本約款の適用）

本約款は、本サービスの提供に関する当社と契約者(利用契約の予約申込者、利用契約の予約者、利用契約の申込者を含む。以下、本条において同じ)との間の権利義務関係の設定を目的とし、当社と契約者との間の本サービスに関する一切の事項に適用されます。

第4条（本約款の変更）

- 1. 当社は、契約者の事前の承諾を得ることなく、本約款を随時変更できるものとします。本約款が変更された後のサービスの提供条件は、変更後の本約款に従うものとします。
- 2. 当社は、前項の変更を行う場合は、変更後の本約款の内容を契約者に通知または当社のホームページに表示するものとします。

第5条（利用契約の期間、利用料）

- 1. 利用契約の期間は、本サービスの利用開始日(利用契約の申込みに対して当社が承諾した

日または当社と契約者との間で合意した日をいいます。)から、利用契約に定める期間とします。

2. 利用契約の利用料は、利用契約に定める金額とします。利用料の支払い方法は、㊶利用契約の申込みに対し当社が承諾をした日までのクレジットカード決済、㊷利用契約の申込みに対し当社が承諾をした日までの現金払い又は㊸当社が認める方法のうち、当社が選択する方法とします。
3. 契約者は、利用契約の期間中、レンタル商品を現実に利用することができなかった場合でも、利用料の返還を求めることはできません。ただし、当社の責めに帰すべき事由による場合には、当社の責めに帰すべき事由により利用ができなかった限度で、利用料の返還を求めることができます。
4. 契約者は、利用契約の期間終了前にレンタル商品を返還した場合でも、利用料の返還を求めることはできません。ただし、当社の責めに帰すべき事由による場合には、返還後の残利用期間に対応する分の利用料の返還を求めることができます。

第6条(レンタル商品の引渡し)

1. 当社は契約者に対し、契約者が第5条第2項に定める支払い方法を履践した後、利用契約に定めるレンタル商品を引き渡します。引渡しを行う場所は当社の指定する場所とし、引渡し日時は当社の指定する日時とします。
2. 契約者はレンタル商品の引渡しを受けた後、直ちに、レンタル商品の規格、仕様、性能、機能、品質、数量等を確認・検査し、利用契約への不適合があれば、直ちに当社に通知するものとします。
3. 契約者がレンタル商品の引渡しを受けた後、レンタル商品をレンタル商品の引渡し場所から持ち出すまでの間に、前項の通知をしなかった場合には、レンタル商品は何ら利用契約への不適合がない状態で引渡しが行われたものとします。

第7条(不適合の通知があった場合等の対応)

1. 契約者が前条の第2項の通知をした場合には、当社は、レンタル商品の不具合の有無を確認し、不具合があると認める場合には、代替品の引渡し、レンタル商品の修繕又は利用料金の返金のうち、当社が適当と認める措置をとることとします。
2. 利用契約が成立した場合でも、レンタル商品の不返還(レンタル商品が、他の者にレンタルされており、レンタル商品が、当社に返還されていない事態)、レンタル商品の不具合(レンタル商品に毀損、汚損、その他不具合があり、レンタルができない事態)その他合理的事由がある場合には、当社は、利用契約を解除し又はレンタル商品の引渡しを留保することができます。

第8条(遵守事項)

1. レンタル商品の利用・保管・維持管理のために必要な一切の費用は契約者の負担とします。

2. 契約者は利用契約および当社が定める条件にてこれを利用・保管するものとし、契約者は、レンタル商品を、通常の使用方法に限って使用できるものとし、また善良な管理者の注意をもって利用・保管するものとし、利用・保管にあたっては、関係法令を遵守するものとし、また、契約者は、レンタル商品の原状を変更してはなりません。
3. 契約者は、レンタル商品の利用前に、必ず、取扱説明書を確認するものとし、かつ、始業点検を行い、必要な整備を実施するものとし、
4. 契約者は、レンタル商品の操作・取扱い等に免許保有者、技能講習・特別教育等の修了者等有資格者を要する場合には、必ず、有資格者に操作・取扱い等を行わせるものとし、
5. 契約者は、利用契約上の地位を他に譲渡し、若しくは承継し、又は利用契約に基づき権利義務を他に譲渡し、若しくは担保に供してはならないものとし、契約者は、レンタル商品の全部又は一部を転貸(使用貸借、その他これに準ずる一切の行為を含む)してはならないものとし、
6. 契約者は、レンタル商品をアスベスト又はアスベストを含む物質、PCB [ポリ塩化ビフェニル] 又は PCB [ポリ塩化ビフェニル] を含む物質又は備品、放射性物質、ダイオキシン、油汚染、病原体、その他の汚染物質に汚染される環境で使用しないものとし、万が一、これら汚染物質により汚染された場合には、当社が定める修繕費等及び延滞金を支払うものとし、

第9条 (明認方法)

1. 当社は、レンタル商品に、それが当社の物であることを明示する明認方法を施します。明認方法の具体的様式等は、当社が別途定めます。
2. 契約者は、当社による明認方法の効果を阻害したり、減じたりしてはならないものとし、例えば、当社がレンタル商品に貼り付けた「当社が所有者であることを示す署名やシール」を消したり、剥がしたり、また、レンタル商品に契約者の氏名や名称を記載したりすることでレンタル商品の所有者が誰かを不明確としてはなりません。

第10条 (利用に起因する事故等)

1. 契約者は、本サービスの利用および本サービス内における一切の行為およびその結果について、一切の責任を負います。
2. レンタル商品の利用又は保管に起因して契約者又は第三者に損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負いません。
3. 契約者によるレンタル商品の利用又は保管に起因して第三者が損害を被った場合その他第三者との間で紛争が生じた場合には、契約者の責任と費用負担において、当該紛争の解決にあたるものとし、当社は何らの対応義務を負いません。ただし、当社は、契約者による第三者との紛争の解決に関し、意見を述べることができ、契約者は、当社の意見を尊重するものとし、
4. 当社が前項の第三者からの要求に対応する等その紛争の解決にあたった場合には、当社

は当該紛争の解決に要した一切の費用(訴訟その他裁判手続のための弁護士費用や訴訟費用、弁護士等第三者による調査費用、弁護士に交渉を依頼した場合の弁護士費用及び交通費や切手代等の実費を含むが、これらに限らない)を契約者に請求することができます。また、当社が前項の第三者に対し、その損害賠償債務等の履行その他の負担をしたときは、当社は契約者に対し、その負担の全額を求償することができます。

第11条(返却)

1. 契約者は、当社に対し、利用契約の期間が終了するまでに、かつ、当社の営業日・営業時間中に、レンタル商品を返却するものとします。返却場所は当社の指定する場所とし、返却方法は当社の指定する方法とします。
2. 返却のための一切の費用は、契約者が負担します。
3. 契約者は、レンタル商品を原状(第6条の引渡しを受けた時の状態)で返却するものとします。当社は毀損、汚損、数量不足、部品欠如等(以下、本条において「毀損等」という。)の有無を確認し、毀損等が認められた場合、契約者は当社に対し、毀損等の内容ごとに当社が定める修繕費等及び延滞金を支払うものとします。なお、通常損耗は毀損等にあたりません。
4. 契約者は、レンタル商品に物を残置してはならず、これを残置してレンタル商品を返却した場合には、当該残置物の所有権を放棄したものとみなします。当社は、契約者の費用負担で、当該残置物を廃棄処分することができます。また、当社は、残置物の廃棄費用のほか、残置物の保管費用や清掃費用その他残置物を原因として当社が負担した費用を、契約者に請求することができます。
5. 契約者がその使者、代理人、運送業者等によってレンタル商品の返却を行うなど契約者自身が返却を行わない場合でも、契約者は返却後に、当社が行う毀損等及び残置物の確認結果に対し、異議を申し立てることはできません。

第12条(修繕費等)

1. 契約者がレンタル商品の引渡しを受けた後、その返却までの間に、レンタル商品が滅失(盗難等によりその所在が不明となった場合を含む。以下、次項において同じ。)し又は毀損、汚損若しくは不具合等生じた場合、契約者は当社に対し、その内容ごとに当社が定める修繕費等及び延滞金を支払うものとします。
2. レンタル商品が滅失し又は毀損、汚損若しくは不具合等生じた場合、契約者は当社に対し、直ちに、その旨を通知するものとします。
3. 契約者は、レンタル商品の毀損、汚損又は不具合等につき、当社の承諾なしに、修繕等を行ってはなりません。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第13条(通知等)

1. 契約者は、次のいずれかに該当する場合、当社に対し、直ちに通知をするものとします。

通知方法は当社の指定する方法によるものとします。

- (1) 氏名、住所、電話番号又はメールアドレスに変更があったとき
 - (2) 本店所在地、商号又は代表者等に変更があったとき
 - (3) レンタル商品につき、第三者が所有権その他の権利主張をしたとき又は第三者が仮差押え、仮処分、強制執行、滞納処分による差押え等を行ったとき
2. 前項(3)の場合、その他第三者がレンタル商品につき当社の権利を侵害するおそれがあるときは、契約者は、当社に対し、直ちに通知をするのみならず、レンタル商品が当社の所有である旨を主張する等その侵害防止に努めるものとします。
3. 本サービスに関する通知その他本約款に定める当社から契約者に対する通知は、電子メールによる方法その他当社の定める方法によって行うものとします。通知は、当社からの発信によってその効力が生ずるものとします。

第14条（個人情報等）

1. 当社は、本サービスに関連して契約者から個人情報の開示を受けた場合には、利用契約の目的その他当社がホームページ上のプライバシーポリシーで公表している利用目的の達成に必要な範囲において個人情報を利用するものとします。なお、当社による個人情報の利用は、当社の各事業分野において契約者に提供するサービスにおける利用の他、当該各サービス間で相互に利用することを含みます。
2. 当社は利用目的を変更した場合は、変更後の利用目的について契約者に通知又は当社ホームページ等にて公表します。
3. 当社は、個人情報の利用、第三者提供その他の取扱いにあたり、契約者からあらかじめ同意を得ることがあります。また、法令により認められる範囲で、契約者からの同意を得ることなく、個人情報を第1項に定める利用目的以外の目的のために利用し、また第三者に提供することがありますが、その場合も当社は契約者の権利利益に十分に配慮します。
4. 当社は利用契約が終了した後においても、第1項に定める利用目的の範囲内で個人情報を利用することがあります。

第15条（知的財産権）

本サービスを構成する有形、無形の構成物(ソフトウェアプログラム、データベース、アイコン、画像、文章、マニュアル等の関連ドキュメント等を含む。)に関する著作権を含む一切の知的財産権、その他の権利は、当社または当社が許諾した第三者に帰属します。

第16条（委託）

当社は本サービスの提供に関する業務の全部もしくは一部を契約者の承諾なしに、第三者に委託することができます。ただし、その場合、当社は責任をもって委託先を管理するものとします。

第17条（遅延損害金）

契約者(利用契約の予約申込者、利用契約の予約者、利用契約の申込者を含む。以下、本条において同じ)が、本サービスの利用料金等金銭債務を遅滞した場合、契約者は、遅滞日数に年14.6%の利率で計算した金額を遅延損害金として、支払うものとします。

第18条（不可抗力）

当社は、天災、法令・規則の制定・改廃、その他の不可抗力によって本サービスの履行が妨げられた場合には、利用契約その他の一切の規定にかかわらず、かかる不可抗力によって契約者(利用契約の予約申込者、利用契約の予約者、利用契約の申込者を含む。以下、本条において同じ)に生じた損害について一切の責任を負いません。

第19条（損害賠償の制限）

1. 当社は、本約款の各条項に従って制限された限度においてのみ、本サービスについての責任を負うものとします。当社は、本約款の各条項において保証しないとされている事項、責任を負わないとされている事項、契約者(利用契約の予約申込者、利用契約の予約者、利用契約の申込者を含む。以下、本条において同じ)の責任とされている事項については、一切の責任を負いません。
2. 当社は、当社の責めに帰すべき事由によって本サービスに関して契約者に損害が生じた場合であっても、当社に故意または重過失がある場合を除いて、その賠償責任は、下記に定める場合ごとに下記に定める金額を上限とします。

1	契約者の生命に対する侵害が生じた場合及びこれに準じる場合	契約者が当社に支払った利用料相当額に10を乗じた額を上限とします。
2	契約者の身体に対する侵害が生じた場合及びこれに準じる場合	契約者が当社に支払った利用料相当額に5を乗じた額を上限とします。
3	上記1及び2以外の場合	契約者が当社に支払った利用料相当額を上限とします。

第20条（反社会的勢力の排除）

1. 契約者は、当社に対し、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証します。また、契約者は、当社に対し、利用契約締結後も、次の各号のいずれにも該当しないことを確約します。
 - (1) 自らが反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋など、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団など、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。)であること
 - (2) 反社会的勢力が自らの経営を支配していること
 - (3) 反社会的勢力が自らの経営に実質的に関与していること

- (4) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していること
 - (5) 反社会的勢力に対して資金などを提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていること
 - (6) その他自らの役員などまたは経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
2. 当社は、契約者が前項の表明保証若しくは確約に違反した場合、又は違反した疑いがある場合には、契約者に対し何らの催告を要さず、直ちに、利用契約を解除することができます。この場合、当社は契約者に損害が生じても何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により当社に損害が生じたときは、契約者に対しその損害の賠償を請求することができます。また、本項により、当社が利用契約の解除をした場合でも、契約者は当社に対し利用料の返還を請求することはできません。

第21条（契約の解除）

1. 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当した場合、契約者への催告を要することなく利用契約の全部もしくは一部を解除することができるものとします。
- (1) 利用料の支払いその他金銭債務の履行を怠ったとき
 - (2) 利用契約に定める事項に違反したとき
 - (3) 重要な財産に対する差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受け、または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立てが行われたとき
 - (4) 自ら振り出しもしくは引き受けた手形または小切手が不渡りとなる等支払停止状態に至ったとき
 - (5) 解散もしくは事業の全部を譲渡し、またはその決議がなされたとき
 - (6) 死亡し又は後見開始、保佐開始若しくは補助開始の審判を受けたとき
 - (7) 住所・居所が不明となったとき
 - (8) 2日以上連絡がつかなくなったとき
 - (9) 監督官庁から営業停止、または営業免許もしくは営業登録の取消しの処分を受けたとき
 - (10) 第2条第3項各号のいずれかに該当するとき
 - (11) 資産又は信用状態が悪化し、利用契約に基づく債務の履行が困難になるおそれがあると認められるとき
 - (12) その他前各号に準じる事由が生じたとき
2. 前項により当社が利用契約を解除した場合には、契約者は当社に対し、直ちに、レンタル商品を返却するものとします。この場合でも、契約者は当社に対し利用料の返還を請求することはできません。

第22条（状況確認等）

1. 当社は、レンタル商品の状況確認のため、レンタル商品の保管場所等に立ち入り、その状況の確認その他適切な措置を講ずることができます。契約者は当社の実施する立ち入り、状況確認その他の措置に協力するものとします。
2. 利用契約が解除されたにもかかわらず、契約者がレンタル商品を返却しない場合には、当社は、契約者が当社に対しレンタル商品の返却手を委託したものとみなし、レンタル商品の保管場所等に立ち入り、レンタル商品の回収を行うことができます。この場合、契約者は、当社に対しレンタル商品の返却を委託したものであり、当社の行う返却手続につき一切の異議を申し立てることはできません。
3. 前項の返却に要する費用は、契約者の負担とします。

第23条（延滞金等）

1. 契約者（利用契約の予約申込者、利用契約の予約者、利用契約の申込者を含む。以下、本条において同じ）は、利用契約その他その義務に違反し、当社に損害を与えた場合には、当社に対し、その損害の賠償をするものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、契約者は、別紙「TOOL STATION／違約金・NOC について」記載の事由がある場合には、同事由ごとに別紙「TOOL STATION／違約金・NOC について」に定められた延滞金等（以下「本件延滞金等」という。）を、当社に対し支払うものとします。ただし、当社の被った損害が、本件延滞金等の額を超える場合には、当社は契約者に対し、当社の被った損害と本件延滞金等の差額についても請求することができるものとします。

第24条（協議）

利用契約、その予約契約、その他両当事者の権利義務の解釈について両当事者間に異議、疑義が生じた場合、または本約款に定めのない事項が生じた場合は、誠実に協議し、円満にその解決を図るものとします。

第25条（準拠法および裁判管轄）

利用契約及びその予約契約の解釈に関する事項については、日本法を準拠法とします。また、利用契約又はその予約契約に起因し又は関連する一切の紛争は長崎地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（附則）

1. 本約款は令和6年9月24日制定、同日から施行します。
2. 令和7年3月16日、本約款に新たに第1条の2を定め、当該変更後の約款は同日から施行します。

別紙 キャンセルポリシー

1. キャンセルについて

貸出予定時間前のキャンセルにつきましては、料金は発生いたしません。

ただし、貸出予定時間までにキャンセルの手続きがなくご来店もない場合は、レンタル料金を請求させていただく場合もございますので、予めご了承ください。

2. キャンセルの手続き方法について

予約時に送信されるメールの URL より、キャンセルの手続きをお願いいたします。

予約システムの都合上、貸出日当日のキャンセルにつきましては、メールの URL より受け付けることができないため、店舗（095-839-8800）へ電話または”TOOL STATION 長崎”公式 LINE へのご連絡をお願いいたします。

3. 注意事項

下記の場合は、次回のご予約をお断りすることもございます。

- ・キャンセルの手続きがなく、貸出予定時間にご来店もない場合
- ・キャンセルが頻繁に続く場合

何卒、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

（附則）

1. キャンセルポリシーは、令和6年 9月24日制定、同日から施行します。
2. キャンセルポリシーは、令和6年12月17日より施行します。
3. キャンセルポリシーは、令和7年 3月16日より施行します。

別紙 TOOL STATION／違約金・NOC について

1. 契約者は、延滞（レンタル商品の返却の遅滞）につき、以下の金額を当社に支払うものとします。
 - (1) 利用契約の期間が終了するまでに、かつ、当社の営業日・営業時間中に、レンタル商品を返却できない旨を当社に連絡し、当社の承認を得た場合。当社は当該レンタル商品につき、他の者による予約がない場合には原則、承認するものとします。

延滞料は発生しませんが、延長料金を当社の指定する方法によりお支払いいただきます。なお、延長料金のお支払いが当初の返却予定日 12:00 までになされない場合には、当社は承認を取り消します。延長料金はレンタル商品ごとに別途定めます。
 - (2) 利用契約の期間が終了するまでに、かつ、当社の営業日・営業時間中に、レンタル商品を返却できない旨を当社に連絡した場合でも、当社が承認しない場合（承認を取り消した場合を含む）延滞料が発生します。

延滞料は、延滞日数 1 日あたり、レンタル商品の利用料（1 泊 2 日につき定める利用料）の日額に 2 を乗じた額とします。延滞料の算定に係る延滞日数は、小数点以下を切り上げます。日の途中で返却しても 1 日分満額の延滞料が発生します。

当社の休業日には返却することができませんが、当社の休業日も延滞料の算定に係る延滞日数に含めます。返却予定日が 10 月 25 日で、延滞した場合、10 月 26 日・27 日が当社の休業日であったため契約者が 10 月 28 日に返却した場合は、3 日分の延滞料が発生します。
2. 契約者は、レンタル商品の滅失や毀損等につき、以下の金額を当社に支払うものとします。
 - (1) レンタル商品の滅失（盗難等によりその所在が不明となった場合を含む。以下同じ）の場合
 - (ア) レンタル商品の時価額として当社が定める金額をお支払いいただきます。
 - (イ) ノンオペレーションチャージとして、参考販売価格の 10%相当額をお支払いいただきます。
 - (ウ) 利用契約の期間が終了するまでに、かつ、当社の営業日・営業時間中に「滅失した」旨の連絡があった場合には、延滞料は発生しませんが、利用契約の期間が終了するまでに、かつ、当社の営業日・営業時間中に連絡がない場合には、延滞料が発生します。この場合の延滞料は、契約者から当社に対し連絡なされた日まで延滞があったものとして、前記 1(2)に定めるところにより算定します。
 - (2) レンタル商品の毀損、汚損、不具合等の場合
 - (ア) 当社が合理的に算定する修理費用相当額をお支払いいただきます。ただし、前記 (1)(ア)のレンタル商品の時価額として当社が定める金額を超えません。

(イ) ノンオペレーションチャージとして、参考販売価格の10%相当額をお支払いいただきます。

(ウ) 延滞もある場合は、前記1に定める延滞料をお支払いいただきます。

(附則)

1. 本別紙は、令和6年 9月24日制定、同日から施行します。
2. 本別紙は、令和6年12月17日より施行します。